

広報

つつじ野

＝マンションみらいネット登録全国第1号管理組合＝
当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています

(昭和56年5月1日、創刊)
つつじ野団地管理組合
Tel. 2953-7876
Fax. 2952-1499
令和3年3月25日
第879号

「お互いさま」の心と「支えあい」で日本一の団地を作ろう！

主な掲載内容
❶第41回通常総会のお知らせ（2回目）今回は「駐車場使用細則の一部変更案について」をお知らせします
❷3月22日に緊急事態宣言が解除されました
❸2月度の不法駐車を公表します
❹2月度のゴミ違反を公表します
❺夜間早朝の生活音にご注意ください
＜添付物＞駐車場使用細則の一部変更（現行条文・変更条文）対比表

第41回通常総会のお知らせ（2回目）今回は「駐車場使用細則の一部変更案について」をお知らせします

通常総会は、参集の必要があり中止ができないため、第40回と同様に「少人数参集・短時間開催」とします。組合員の皆様には、議決権行使書又は委任状提出による出席をお願いしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

日時：5月16日（日）10：00～

場所：管理組合第三集会所

今回は、「駐車場使用細則の一部変更案について」お知らせします。

●駐車場使用細則の一部変更に関する件（第3号議案予定）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年3月1日予定の令和2年度使用駐車場抽選・選定を中止としました。災害等の緊急時対応の規定は管理規約第22条第9項にありますが、駐車場使用細則にはありません。このため、令和2年6月7日に法務・企画委員会へ駐車場使用細則の変更案の作成を依頼し、令和2年12月20日に理事会に対し「駐車場使用細則の一部変更について（答申）」が提出されました。

これを受け、理事会で検討した結果、次のとおり駐車場使用細則の一部変更を提案します。

1 一部変更の内容

（1）災害等の緊急時対応措置条項の新設について

災害等の緊急時対応措置に関しては、「第7条（契約期間）」を「第7条（契約期間及び契約に関する特則）」と変更し、緊急事態時の駐車場使用契約の取扱いを特則事項として、第2項～第5項に規定しました。

「駐車場使用細則第7条第2項～第5項の新設」（契約期間及び契約に関する特則）
第7条 前条第2項に規定する契約期間は、規約第62条（会計年度）に規定する会計期間と同一の1年間とする。

（2）前項の規定にかかわらず、災害等の緊急事態時において、第5条に定める駐車場使用者の決定が困難な状況となった場合には、現に使用中の駐車場の契約期間を

1年間を限度として延長することができる。この場合、新たに契約内容を証する書面の取り交しを省略することができる。

（3）前項により契約期間を延長した場合の契約の効力は、新たな契約期間満了の日まで及ぶものとする。

（4）第2項により、契約期間が延長された後に実施される第5条に基づき決定した駐車場使用者と締結する契約期間の満了日は、当該会計年度末と同一の日とする。

（5）第2項の契約期間等の詳細は理事会で定め、その結果を周知するものとする。

この場合には、規約第49条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 その他の変更について

上記に関連して必要な変更、用語の適正化・統一等全体を見直しました。

3 駐車場使用細則の一部変更条文について

添付の「駐車場使用細則の一部変更（現行条文・変更案条文）対比表」を参照してください。

4 施行日

この細則の変更は、決議した日（令和3年5月16日）から施行する。

今回は、「遊具等新設工事の実施について」お知らせする予定です。

3月22日に緊急事態宣言が解除されました

集会所（和室・洋室等）及びテニスコートの使用再開について

国・県の緊急事態宣言の解除を受け、集会所（和室・洋室等）及びテニスコートについて、次の感染症防止対策を条件に使用を再開しますのでお知らせします。

使用条件：新型コロナウイルス感染症の防止対策（密閉・密集・密接の三密対策及び手指・高頻度接触部位の消毒・マスク着用等）を講じること。

集会所（和室・洋室・第三集会所）

・使用時間は原則17時までとします。

・飛沫感染や接触感染リスクを伴う活動（カラオケ等）、道具類を共有して使用する活動（囲碁等）、飲食を伴うものなどの使用は不可とします。

テニスコート

・使用者は6人以下とします。

2月度の不法駐車を公表します

不法駐車は、地区委員（生活秩序担当）の方が日々の状況を確認し、公表しています。

皆様も不法駐車をしないようご協力をお願いします。

◇2月度の不法駐車車両は53台、バイクは0台という結果でした。

◇不法駐車悪質車両の内容（過去3ヶ月5回以上不法駐車車両）

回数	番号	車種	色	場所	時間帯
7	所沢580 み 2989	スズキ スティングレー	グレー	2街区14号棟	11～14時

●一時的に駐車する場合は、必ずハザードランプを点灯させる等、「地区委員ニュース」で度々、注意喚起しています。



2 月度のゴミ違反を公表します

ゴミ集積所の点検は、地区委員（環境保全担当）の方がゴミ回収時の状況（回収日でないゴミ、回収後に出しているゴミ）を確認し、注意喚起を実施しています。

2 月度のゴミ違反数は 1 7 件確認されました。うち回収後に出しているゴミ違反は、3 件でした。

◎広報にペットボトル、プラスチック、びん・缶・乾電池、古紙・古布、もやさないゴミの収集日を記載していますので良く確認の上その日に収集するゴミを出してください。



月	日付	会議・行事	日付	ゴミの収集 (火、金はやすゴミ)
3 月	2 7 日 (土)	第 2 1 回理事会		
	2 8 日 (日)	第 3 回理事研修会 第 1 0 回緑の委員会		
4 月	3 日 (土)	第 2 2 回理事会	1 日 (木)	プラスチック
			5 日 (月)	びん・缶・乾電池
	4 日 (日)	第 5 回自主防災会幹事会 第 1 4 回長期修繕委員会	7 日 (水)	ペットボトル
	1 0 日 (土)	第 2 回次期理事候補者会議 第 2 3 回理事会	8 日 (木)	プラスチック

“ささえ愛つつじ野” からのお知らせ お問合せ・お申込 090-4360-1233

☆健康体操
☆うたごえサ
☆絵手紙教室
☆脳トレ麻雀
☆手芸カフェ
☆編み物カフェ

緊急事態宣言解除に伴い 3 月 22 日 (月) から生活支援活動及びサロン活動（編物教室・手芸教室）を再開しております。
なお、麻雀教室・うたごえサロン及び健康体操教室は 3 密を避ける為に引き続き休会いたします。
生活支援（ごみ捨て・買い物代行・家事手伝い）は引き続き実施します。



【編集後記】
毎朝三〇〇四〇分の車での通勤時間にラジオを聴いています。毎週月曜から木曜の 6 時～9 時に FM 79.5MHz で放送している、『グッドラックモーニング!』という番組が大好きです。パーソナリティーはアロハ太郎さん。本日は『アロハ太郎』という名前のイラストレーター、漫画家、似顔絵師さんなんだそうです。
この太郎さんの話し方が私はとても癒されるんです。パーソナリティーという立場上、リスナーの方々と相談事や意見を求められることも多いのですが、回答はいつも謙虚でやさしくて明るくて、決して上からものを言うことがない。その人柄が大好きで、私もそんな人になりたい、と思いつつ、毎日楽しみに聴いています。
お時間のある方は是非一度聴いてみてください。
広報 山本

夜間早朝の生活音にご注意ください

生活していればいろいろな音が出るのは当然ですが、夜間・早朝は特に気をつけるようお願いします。昼間は全く気にならない音が、夜はかなり響きます。隣近所ということで、我慢している方もいます。



夜中（2 3 時以降）や早朝（6 時以前）に洗濯機・掃除機の音が響く、テレビ等の音がうるさい等のクレームがたびたび管理組合に届きます。自分の家は大丈夫かどうか、一度振り返ってみてください。ちょっとした気配りが円満な近隣づきあいの秘訣です。

深夜にコロコロを使用しての清掃も音が響きますので厳禁です。

理事会の予定議題

- 第 2 1 回理事会（3 / 2 7）： 第 4 1 回通常総会議案書関係／令和 3 年度予算書 他
- 第 3 回理事研修会（3 / 2 7）： 各委員会年間活動報告／総会提案予定議案 他
- 第 2 2 回理事会（4 / 3）： 3 月分会計報告／令和 2 年度決算報告／第 4 1 回通常総会議案書確認 他

当団地では、専有部分を民泊、シェアハウス、ウィークリーマンション等の用途に供することは規約で禁止されています。

規約を遵守し皆で住み良い団地を目指しましょう。